農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号)

線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。 を掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 )は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破

(注)平成三十年六月八日、同月十八日及び同年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

- [4·5 略] 十二 [略]	のとする。) に相当するかについての説明(別紙様式第十号により作成するも十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれ	[一〜十 略] 限る。) とする。	率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己資本比	2 [略]	第二条 [略]	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)	改 正 後
[4・5 同上]	に相当するかについての説明 十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれ	[一~十 同上]	3 [同上]	2 [同上]	第二条 [同上]	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)	改 正 前(注)

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開 示事

第三条 略

3 2 略 項の定性的な開示事項は、

第一 券化取引 証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有し、 第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有して 当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセ する対象となる会社の集団をいう。 は、 いるかどうかの別並びに連結グループの子法人等 ットの額)」とあるのは 本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、 (自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出 号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項 〈連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十 同項第二号中「農林中央金庫全体」とあるのは「連結グループ 前号に掲げる事項のほか、 項の」とあるのは 前条第三項の規定を準用する。 同項第三号ニ(1)中 (当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った 及び関連法人等のうち、 「第三条第一 「信用リスク・アセットの額」と、 「信用リスク・アセットの額 第一項の定性的な開示事項について 第六号ハにおいて同じ。)全 項の」と、 この場合において、 当該連結グループが行った証 「次に掲げる事項 (連結子法人等 同項中 (自己資 同項 \_ と

> (連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開 宗事

第三条 同上

3 同上 同上

2

次に掲げる事項とする。

前号に掲げる事項のほか、 同上 第一項の定性的な開示事項につ

を除く。 券化取引 第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有して 当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセ 体」と、 する対象となる会社の集団をいう。 は、 証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有し いるかどうかの別並びに連結グループの子法人等 ットの額)」とあるのは 本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、 第一項の」とあるのは (自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出 号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と (連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十 同項第二号中「農林中央金庫全体」とあるのは「連結グルー 前条第三項の規定を準用する。 )及び関連法人等のうち、 同項第三号ニ(1)中 (当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った 「第三条第一項の」と、 「信用リスク・アセットの額」と、 「信用リスク・アセットの額 第六号ハにおいて同じ。) 全 当該連結グループが行った証 この場合において、 「次に掲げる事 (連結子法人等 同 (自己資 項中 同

あるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。いるものの名称」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「別紙様式第一一号」とあるのは「別紙様式第一一号」と読み替えるものとする。

[4~6 略]

(連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

### 2 [略]

第五条

略

3 事 紙様式第十号」とあるのは 掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは 第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項 項について準用する。この場合において、 (四月一日から九月三十日までの期間をいう。)の連結貸借対照表 項のほか、 (第一号に係る部分に限る。) の規定は、第一項の定性的な開示事 第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは 第二条第三項 「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる 「次に掲げる事項 別紙様式第 次に掲げる事項」と読み替えるものとする。 (第十一号に係る部分に限る。) 及び第三条第三項 一号」とあるのは (連結自己資本比率を算出する場合にあっては 「別紙様式第十一号」と、 別紙様式第三号」と、 第二条第三項及び第三条 第三条第三項 「次に 「半期 別

一号」とあるのは「別紙様式第三号」と読み替えるものとする。とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供してか

[4~6 同上]

(連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

2 [同上] 第五条 [同上]

3 に掲げる事項のほか、 掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは 第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項 項について準用する。この場合において、 条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号 と、 (四月一日から九月三十日までの期間をいう。) の連結貸借対照表 第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは (第一号に係る部分に限る。) の規定は、第一項の定性的な開示事 第二条第三項 「次に掲げる事項 「別紙様式第一号」とあるのは (第十一号に係る部分に限る。) 及び第三条第三項 (連結自己資本比率を算出する場合にあっては 次に掲げる事項」と読み替えるものとする。 「別紙様式第三号」と、 第二条第三項及び第三条 「次に

4 5 略]

(四半期の開示事項)

第六条 [略]

第四号により、 場合にあっては、自己資本比率告示第十四条各号の算式における分 事項は別紙様式第九号により、 る事項は別紙様式第八号により、 母の額に係る事項は、 七号に掲げる事項は別紙様式第七号(連結自己資本比率を算出する 紙様式第三号により、 掲げる事項は別紙様式第十号により、 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、 同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第 それぞれ作成するものとする。 第一面に限る。)により、同項第八号に掲げ 同項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号 同項第十号に掲げる事項は別紙様式 同項第九号及び第十二号に掲げる 同項第三号に掲げる事項は別 同項第二号に 2

3 [略]

(別紙様式第一号)

[別紙2]

(1)普通出資等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員 勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び

[4・5 同上]

(四半期の開示事項)

第六条 [同上]

本の 一 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に 場がる事項は別紙様式第四号により、同項第二号により、同項第 十四条各号の算式における分母の額に係る事項は、第一面に限る。 中四条各号の算式における分母の額に係る事項は別紙様式第七号( 無様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号( 十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第五号に掲げる事項は別 とする。

3 [同上]

` [i

(別紙様式第一号) ------

[別紙1]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員 勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び

意の該当番号に反映させること。 された\_「開示要件(第3の柱)の統合及び強化一第2フェーズ」と題する文 当番号 (バーゼル銀行監督委員会により<u>平成二十九年三月二十九日</u>に公表 外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該 と。この場合、当該該当番号を 書の<u>テンプレートCC1</u>における表に記載された番号をいう。)を記載するこ 「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合

# (2)普通出資等Tier1資本に係る調整項目

「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関 等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通出資に該当するものに関連する ものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額を

[e·f 略]

をいう。 関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通出資に該当するものに関連す るものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、 「その他金融機

[h·i 點]

## [(3)・(4) 略]

<u>〔5〕</u>Tier2資本に係る調整項目

AC関連調達手段の額」の欄につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月 手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TI |少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達

> 外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該 係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。 番号をいう。)を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に された<u>資本構成の開示要件</u>と題する文書の<u>別紙一</u>における表に記載された 当番号(バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表

### 2 [同左]

[a~c 同左]

のの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をい 等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通出資に該当するものに関連するも 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関

[e·f 同左]

いでい 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、 ものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額を 関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通出資に該当するものに関連する 「その他金融核

[h·i 同左]

\_(3) · (4) 同左\_

[加える。]

三十一日前となる場合には、その他外部LTVB関連調達手段の額に係る額は、計上することを要しない。

## (6) [器]

# <u>(7)</u>自己資本比率及び資本バッファー

- a 「最低単体資本バッファー比率」から「単体資本バッファー比率」までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、記載することを要しない(この場合には、当該項を削除することができる。)。
- b 当期に係る別紙様式第八号の開示を行う場合には、項番64「最低単体資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低単体資本バッファー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

## (8)調整項目に係る参考事項

- 「少数出資金融機関等の<u>対象資本等調達手段</u>に係る調整項目不算入額」 とは、少数出資金融機関等の<u>対象資本等調達手段</u>の額から少数出資調整 対象額を控除した額をいう。
- 「その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>の うち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整

(5) [同左]

関える。」

## (6) [同左]

- 「少数出資金融機関等の<u>対象資本調達手段</u>に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の<u>対象資本調達手段</u>の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- 「その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目

0

(別紙様式第三号) (10) [別紙4] <u>(11)</u>その他 (1)普通出資等Tier1資本に係る基礎項目 [削る。] a ハ欄には、この面と別紙様式第十号との対応関係を示すため、当該面に [c·d 略] 【器】 満の端数は切り捨てること。 四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。 おいては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当 この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示に すること(対応する項目がない場合は、記載することを要しない。)。 おいて対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載 項目の額に含まれないものの額をいう。 この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未 一層 (別紙様式第三号)  $\Box$ [別紙3] <u>(9)</u>その他 (8) |加える。| おいては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四 半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。 [c·d 同左] の額に含まれないものの額をいう。 この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示に [同左] [同左] 【同左】

当番号(バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表 外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該 意の該当番号に反映させること 書の<u>テンプレートCC1</u>における表に記載された番号をいう。)を記載するこ された\_「開示要件 (第3の柱)の統合及び強化-第2フェーズ」と題する文 勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び と。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合 「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員

# (2)普通出資等Tier1資本に係る調整項目

 $a\sim c$ 思

等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通出資に該当するものに関連する ものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をい 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関

[e·f 略]

いが。 関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連す るものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額を 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機

[h·i 略]

[(3)・(4) 黙]

<u>(5)</u>Tier2資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達

係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。 番号をいう。)を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に された<u>資本構成の開示要件</u>と題する文書の<u>別紙一</u>における表に記載された 当番号 (バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表 外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該 勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び 「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員

### (2) [同左]

[a~c 同左]

のの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう 等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通出資に該当するものに関連するも 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関

[e·f 同左]

ものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をい 関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通出資に該当するものに関連する 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機

[h·i 同左]

\_(3) · (4) 同左」

[加える。]

手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の欄につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は計上することを要しない。

### 6) [泰]

# <u>(7)</u>自己資本比率及び資本バッファー

当期に係る別紙様式第九号の開示を行う場合には、項番64「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

## (8)調整項目に係る参考事項

- 「少数出資金融機関等の<u>対象資本等調達手段</u>に係る調整項目不算入額」 とは、少数出資金融機関等の<u>対象資本等調達手段</u>の額から少数出資調整 対象額を控除した額をいう。
- 「その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tierl資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c·d 略]

 $\lfloor c \cdot d$ 

同左]

5) [同左]

し加える。

(6) [同左]

「少数出資金融機関等の<u>対象資本調達手段</u>に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の<u>対象資本調達手段</u>の額から少数出資調整対象

額を控除した額をいう。

「その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(¥) (別紙様式第八号) (10) (9) <u>(11)</u>その他 [削る。] a ハ欄には、この面と別紙様式第十一号との対応関係を示すため、当該面 屋园 この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示に この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未 おいては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当 浦の端数は切り落てること。 四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。 載すること(対応する項目がない場合は、記載することを要しない。) において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記 暴 [同左] (注) [同左] (別紙様式第八号) a 【同左】 [7] (8) (9) その街 [加える。] おいては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四 半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。 この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示に [同左] [同左]

(注) (別紙様式第九号) II0 ΙΙO IIЊ IIΩ IID 項を削除せず、「一」を記載すること(cに該当する場合には、当該項を削 の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファ 除することができる。 ファー比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バッファー比 単体資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。 番11「最低単体資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番64「最低 は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率と、項 率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」 ファー比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バッファー比 当期に係る別紙様式第三号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バッ 一比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バッ この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、 园园 屋 屋屋 [器] [同左] (注) [同左] (別紙様式第九号) IΙΦ IIC IID a [同左] |加える。| [加える。] 除することが<u>できる。</u>  $\underline{c}$ 削除せず、「一」を記載すること<u>。(b</u>に該当する場合には、当該<u>項は</u>削 この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項 [同左] [同左] [同左]

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
[別紙様式を加える。]	
[別紙様式を加える。]	<u>(別紙様式第十号)</u> [別紙 5]
₫ [同左]	
≗ [同左]	
▶ [同左]	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	連結資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
	番11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番64「最低
	は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率と、項
	一比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバッファー比率」の項の比率
	の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファ
	率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」

(単位:百万円、%)

国際様式の	-SE II	\Ir thrula	
該当番号	項目 	当期末	前期末
普通出資等 7	Fier1 資本に係る基礎項目 (1)		
1a+2-26	普通出資に係る会員勘定の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
26	うち、外部流出予定額(△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
普通出資等 7			
0.10	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るも		
8+9	のを除く。) の額の合計額		
8	うち、のれんに係るものの額		
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに		
9	係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
1.4	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本		
14	に算入される額		
15	前払年金費用の額		
1.0	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の		
16	額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		
18	少数出資金融機関等の普通出資の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち		
19	普通出資に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ		
20	ツに係るものに限る。) に関連するものの額		
21	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に		
21	関連するものの額		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		

23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち	
۷.	J	普通出資に該当するものに関連するものの額	
24		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ	
2.	4	ツに係るものに限る。) に関連するものの額	
	<b>.</b>	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に	
2	Э	関連するものの額	
2	7	その他 Tier1 資本不足額	
2	8	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	
普通出	出資等 ′	Tier1 資本	
2	9	普通出資等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	
その他	也 Tier:	- 1 資本に係る基礎項目 (3)	
	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	
30	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	
001	. 05	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係	
331	+35	る基礎項目の額に含まれる額	
3	66	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	
その船	也 Tier	1 資本に係る調整項目	
3	7	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	
9	0	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調	
3	0	達手段の額	
3	9	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	
4	0	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	
4:	2	Tier2 資本不足額	
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	
その他	也 Tier:	1 資本	
4	4	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) – (ホ)) (へ)	
Tier1	資本		
45		Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)	
Tier2	資本に	<b>任保る基礎項目</b> (4)	
		Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	
4	6	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	
47+	<b>+</b> 49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎	
47	. 10	項目の額に含まれる額	
5	0	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の	

	合計額					
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額					
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額					
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)					
Tier2 資本に	- 係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額					
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段 の額					
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)					
Tier2 資本						
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)					
総自己資本						
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)					
リスク・ア	セット (5)					
60	リスク・アセットの額 (ヲ)					
自己資本比	×					
61	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))					
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))					
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))					
調整項目に任	系る参考事項 (6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算 入額					
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に 係る調整項目不算入額					
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るも のに限る。) に係る調整項目不算入額					
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目 不算入額					
Tier2 資本に	<b>- 保る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b> (7)					
76	一般貸倒引当金の額					
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額					
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額 から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエク					
	スポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が					

	零を下回る場合にあっては、零とする。)	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	
資本調達手具	受に係る経過措置に関する事項 (8)	
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	
	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手	
83	段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合	
	にあっては、零とする。)	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	
	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手	
85	段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合	
	にあっては、零とする。)	

(単位:百万円、%)

		イ	口口	ハ
国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末	別紙様式 第十号 (CC2) の参照項 目
普通出資等 Ti	e <b>r1 資本に係る基礎項目</b> (1)		1	
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
26	うち、外部流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (/	1)		
普通出資等 Ti	- e <b>r1 資本に係る調整項目</b> (2)		ı	
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ	に		
	係るものを除く。) の額の合計額			
8	うち、のれんに係るものの額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・	ラ		
	イツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって	自		
	己資本に算入される額			
15	前払年金費用の額			
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを	除		
	く。)の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の	額		
18	少数出資金融機関等の普通出資の額			
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達	手		

		段のうち普通出資に該当するものに関連するも	
		のの額	
20		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・	
		ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	
2	21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限	
		る。)に関連するものの額	
2	22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	
2	23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手	
		段のうち普通出資に該当するものに関連するも	
		のの額	
2	24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・	
		ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	
2	25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限	
		る。)に関連するものの額	
2	27	その他 Tier1 資本不足額	
2	28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	
普通出	資等 Tie	er1 資本	
2	29	普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) – (ロ)) (ハ)	
その他	! Tier1 🍹	資本に係る基礎項目 (3)	
	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びそ	
		の内訳	
30	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段	
		の額	
33-	+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資	
		本に係る基礎項目の額に含まれる額	
3	36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	
その他	Tier1	・ 資本に係る調整項目	
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1	
		資本調達手段の額	
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	
4	10	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	
4	12	Tier2 資本不足額	
1	13	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	

144	その他 Tier1	資本				
### Tier1 資本の額((ハ) + (ハ)) (ト)    Tier2 資本に係る基礎項目 (4)	44	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) – (ホ)) (へ)				
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)  Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳  Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳  Tier2 資本調達手段に係る負債の額 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額  47+49 適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係 る基礎項目の額に含まれる額  50 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額  50	Tier1 資本					
Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳 Tier2 資本調達手段に係る負債の額 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額  47+49 適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係 る基礎項目の額に含まれる額  50 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額  50	45	Tier1 資本の額 $((\land) + (\land))$ (ト)				
## Tier2 資本調達手段に係る負債の額	Tier2 資本に	<b>深る基礎項目</b> (4)				
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳				
<ul> <li>道格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額</li> <li>50 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額 うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 うち、適格引当金 Tier2 算入額 うち、適格引当金 Tier2 資本額 (チ)</li> <li>Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)</li> <li>Tier2 資本に係る講整項目 (5)</li> <li>52 自己保有 Tier2 資本調達手段の額 意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額 き4 少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額</li> <li>55 その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 (リ)</li> <li>Tier2 資本</li> <li>58 Tier2 資本の額((チ)ー(リ)) (ヌ)</li> <li>総自己資本</li> <li>59 総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)</li> <li>リスク・アセット (6)</li> <li>60 リスク・アセットの額 (ヲ)</li> <li>自己資本比率及び資本バッファー (7)</li> </ul>	46	Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
50		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
	47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係				
入額の合計額       うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額         50b       うち、適格引当金 Tier2 算入額         51       Tier2 資本に係る基礎項目の額       (チ)         Tier2 資本に係る調整項目       (5)         52       自己保有 Tier2 資本調達手段の額         53       意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         54       少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         55       その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         57       Tier2 資本に係る調整項目の額       (リ)         Tier2 資本         58       Tier2 資本の額((チ)ー(リ))       (ヌ)         総自己資本の額((ト)+(ヌ))       (ル)         リスク・アセット (6)       (6)         60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー (7)		る基礎項目の額に含まれる額				
50a       うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額         50b       うち、適格引当金 Tier2 算入額         51       Tier2 資本に係る基礎項目の額       (チ)         Tier2 資本に係る調整項目 (5)       自己保有 Tier2 資本調達手段の額       (チ)         53       意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         54       少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         55       その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         57       Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)         Tier2 資本       **         58       Tier2 資本の額((チ)ー(リ)) (ス)         総自己資本       **         59       総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)         リスク・アセット (6)       (6)         60       リスク・アセットの額 (ラ)         自己資本比率及び資本バッファー (7)	50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算				
50b       うち、適格引当金 Tier2 算入額         51       Tier2 資本に係る基礎項目の額       (チ)         Tier2 資本に係る調整項目 (5)       52       自己保有 Tier2 資本調達手段の額         53       意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         54       少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         55       その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         57       Tier2 資本に係る調整項目の額       (リ)         Tier2 資本       58       Tier2 資本の額((チ)ー(リ))       (ヌ)         総自己資本       59       総自己資本の額((ト)+(ヌ))       (ル)         リスク・アセット       (6)         60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー       (7)		入額の合計額				
51       Tier2 資本に係る基礎項目の額       (チ)         Tier2 資本に係る調整項目 (5)       52       自己保有 Tier2 資本調達手段の額         53       意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         54       少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         55       その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         57       Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)         Tier2 資本       58       Tier2 資本の額((チ)ー(リ))       (ヌ)         総自己資本       59       総自己資本の額((ト)+(ヌ))       (ル)         リスク・アセット (6)       60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー (7)	50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
Tier2 資本に係る調整項目 (5)         52       自己保有 Tier2 資本調達手段の額         53       意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         54       少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         55       その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         57       Tier2 資本に係る調整項目の額       (リ)         Tier2 資本         58       Tier2 資本の額((チ)ー(リ))       (ヌ)         総自己資本       59       総自己資本の額((ト)+(ヌ))       (ル)         リスク・アセット (6)       60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー (7)	50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額				
52       自己保有 Tier2 資本調達手段の額         53       意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他 連手段の額         54       少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他 外部 TLAC 関連調達手段の額         55       その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         57       Tier2 資本に係る調整項目の額       (リ)         Tier2 資本         58       Tier2 資本の額((チ)ー(リ))       (ヌ)         総自己資本       (チ) (ル)         リスク・アセット (6)       (6)         60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー (7)	51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
53       意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他 達手段の額         54       少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他 外部 TLAC 関連調達手段の額         55       その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         57       Tier2 資本に係る調整項目の額       (リ)         Tier2 資本       58       Tier2 資本の額((チ)ー(リ))       (ヌ)         総自己資本       59       総自己資本の額((ト)+(ヌ))       (ル)         リスク・アセット       (6)       (6)       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本パッファー       (7)	Tier2 資本に	<b>深る調整項目</b> (5)				
	52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
54       少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         55       その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         57       Tier2 資本に係る調整項目の額       (リ)         Tier2 資本         58       Tier2 資本の額((チ)ー(リ))       (ヌ)         総自己資本       (シー・アセット (名)       (ル)         リスク・アセット (名)       (ラ)         自己資本比率及び資本パッファー (7)	53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調				
外部 TLAC 関連調達手段の額         55       その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額         57       Tier2 資本に係る調整項目の額       (リ)         Tier2 資本         58       Tier2 資本の額((チ)ー(リ))       (ヌ)         総自己資本         59       総自己資本の額((ト)+(ヌ))       (ル)         リスク・アセット       (6)         60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー       (7)		達手段の額				
55 その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外 部 TLAC 関連調達手段の額 57 Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)  Tier2 資本  58 Tier2 資本の額((チ) – (リ)) (ヌ)  総自己資本  59 総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)  リスク・アセット (6)  60 リスク・アセットの額 (ヲ)  自己資本比率及び資本バッファー (7)	54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他				
部 TLAC 関連調達手段の額  57 Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)  Tier2 資本  58 Tier2 資本の額((チ)ー(リ)) (ヌ)  総自己資本  59 総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)  リスク・アセット (6)  60 リスク・アセットの額 (ヲ)  自己資本比率及び資本バッファー (7)		外部 TLAC 関連調達手段の額				
57       Tier2 資本に係る調整項目の額       (リ)         Tier2 資本       58       Tier2 資本の額((チ) – (リ))       (ヌ)         総自己資本       (ル)         59       総自己資本の額((ト) + (ヌ))       (ル)         リスク・アセット       (6)         60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー       (7)	55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外				
Tier2 資本         58       Tier2 資本の額((チ) – (リ))       (ヌ)         総自己資本       (ル)         59       総自己資本の額((ト) + (ヌ))       (ル)         リスク・アセット       (6)         60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー       (7)		部 TLAC 関連調達手段の額				
58       Tier2 資本の額((チ) - (リ))       (ヌ)         総自己資本       総自己資本の額((ト) + (ヌ))       (ル)         リスク・アセット       (6)         60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー       (7)	57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
総自己資本       (ル)         59       総自己資本の額((ト)+(ヌ))       (ル)         リスク・アセット       (6)         60       リスク・アセットの額       (ヲ)         自己資本比率及び資本バッファー (7)	Tier2 資本					
59       総自己資本の額((ト)+(ヌ))       (ル)         リスク・アセット (6)       (ラ)         60       リスク・アセットの額       (ラ)         自己資本比率及び資本バッファー (7)	58	Tier2 資本の額 $((チ) - (リ))$ (ヌ)				
リスク・アセット       (6)         60       リスク・アセットの額         自己資本比率及び資本バッファー (7)	総自己資本					
60 リスク・アセットの額 (ヲ) 自己資本比率及び資本バッファー (7)	59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)				
自己資本比率及び資本バッファー (7)	リスク・アセット (6)					
	60	リスク・アセットの額 (ヲ)				
61 普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	自己資本比率	及び資本バッファー (7)	,			
	61	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))				
62 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))				
63 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))				

64	最低単体資本バッファー比率	
65	うち、資本保全バッファー比率	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率	
68	単体資本バッファー比率	
調整項目に係る	る参考事項 (8)	<u>.</u>
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整	
	項目不算入額	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普	
	通出資に係る調整項目不算入額	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに	
	係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調	
	整項目不算入額	
Tier2 資本に係	係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) -	
76	一般貸倒引当金の額	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の	
	合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテ	
	ール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控	
	除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零と	
	する。)	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	
資本調達手段	に係る経過措置に関する事項 (10)	
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本	
	調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零	
	を下回る場合にあっては、零とする。)	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本	
	調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零	
	を下回る場合にあっては、零とする。)	
	•	•

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位:百万円、%)

 国際様式の			
該当番号	項目	当期末	前期末
普通出資等了	 <b> Tier1 資本に係る基礎項目</b> (1)		
1a+2-26	普通出資に係る会員勘定の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
26	うち、外部流出予定額(△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額		
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
普通出資等了	Fier1 資本に係る調整項目 (2)		
	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るも		
8+9	のを除く。)の額の合計額		
0	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の		
8	額		
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに		
9	係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
1.4	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本		
14	に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
1.0	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の		
16	額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		
18	少数出資金融機関等の普通出資の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
10	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち		
19	普通出資に該当するものに関連するものの額		
90	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ		
20	ツに係るものに限る。)に関連するものの額		
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に		

		関連するものの額	
2	22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	
	2.0	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち	
2	23	普通出資に該当するものに関連するものの額	
	24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ	
2	24	ツに係るものに限る。) に関連するものの額	
	25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に	
	20	関連するものの額	
2	27	その他 Tier1 資本不足額	
2	28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	
普通	出資等'	Tier1 資本	
2	29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	
その	他 Tier:	1 資本に係る基礎項目 (3)	
	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	
30	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	
34	1-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	
22	105	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本	
33	+35	に係る基礎項目の額に含まれる額	
-	33	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等	
	) 	の発行する資本調達手段の額	
9	35	うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特	
		別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	
3	36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	
その	他 Tier:	1資本に係る調整項目	
3	37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	
9	38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調	
		達手段の額	
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	
42 Tier2 資本		Tier2 資本不足額	
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	
その	他 Tier:	1資本	
4	44	その他 Tier1 資本の額((ニ) – (ホ)) (へ)	
Tier1	1 資本		
4	45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)	

Tier2 資本	<b>C係る基礎項目</b> (4)	
	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	
46	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	
47140	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎	
47+49	項目の額に含まれる額	
47	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等	
41	の発行する資本調達手段の額	
49	うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特	
40	別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の	
	合計額	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	
Tier2 資本	こ係る調整項目	
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段	
	の額	
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	
Tier2 資本		
58	Tier2 資本の額((チ) $-$ (リ)) (ヌ)	
総自己資本		
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	
リスク・ア	セット (5)	
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	
連結自己資	本比率	
61	連結普通出資等 Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	
調整項目に	係る参考事項 (6)	
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算	
14	入額	

73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に	
13	係る調整項目不算入額	
7.4	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るも	
74	のに限る。)に係る調整項目不算入額	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目	
19	不算入額	
Tier2 資本に	係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)	
76	一般貸倒引当金の額	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	
	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額	
78	から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエク	
18	スポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が	
	零を下回る場合にあっては、零とする。)	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	
資本調達手段	<b>设に係る経過措置に関する事項</b> (8)	
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	
	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手	
83	段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合	
	にあっては、零とする。)	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	
	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手	
85	段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合	
	にあっては、零とする。)	

(単位:百万円、%)

			(1)=-	/3   1 / 0 /
CC 1 : 自己資	(本の構成(連結)			
		イ	ロ	ハ
国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末	別紙様式 第十一号 (CC2) の参照項 目
普通出資等 T	Yier1 資本に係る基礎項目 (1)		1	1
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
26	うち、外部流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額			
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の			
	額			
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
普通出資等 T	<b>lier1 資本に係る調整項目</b> (2)			
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに			
	係るものを除く。)の額の合計額			
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)			
	の額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ			
	イツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自			
	己資本に算入される額			
15	退職給付に係る資産の額			
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除			
	く。)の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
18	少数出資金融機関等の普通出資の額			

19+2	20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
1	9	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手			
		段のうち普通出資に該当するものに関連するもの			
		の額			
2	20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・			
		ライツに係るものに限る。)に関連するものの額			
2	21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)			
		に関連するものの額			
2	22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
2	23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手			
		段のうち普通出資に該当するものに関連するもの			
		の額			
2	24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・			
		ライツに係るものに限る。) に関連するものの額			
2	25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)			
		に関連するものの額			
2	27	その他 Tier1 資本不足額			
2	28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			
普通出	出資等 T	Yer1 資本			
2	29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)			
その化	½ Tier1	資本に係る基礎項目 (3)			
	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びそ			
		の内訳			
30	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段			
		の額			
34	-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33-	+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資			
		本に係る基礎項目の額に含まれる額			
3	33	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的			
		会社等の発行する資本調達手段の額			
3	35	うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金			
		庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達			
		手段の額			
3	86	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			

その他 Tier:					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1				
	資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
42	Tier2 資本不足額				
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他 Tier:	1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) – (ホ)) (へ)				
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)				
Tier2 資本に	<b>- 保る基礎項目</b> (4)				
	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳				
46	Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係			
	る基礎項目の額に含まれる額				
47	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的				
	会社等の発行する資本調達手段の額				
49	うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金				
	庫の特別目的会社等を除く。) の発行する資本調達 手段の額				
	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算				
50	入額の合計額				
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額				
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2 資本に					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調				
	達手段の額				
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他				

	外部 TLAC 関連調達手段の額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外		
	部 TLAC 関連調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額 $((チ) - (リ))$ (ヌ)		
総自己資本			
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)		
リスク・アセ	ツト (6)		
60	リスク・アセットの額 (ヲ)		
連結自己資本	:比率及び資本バッファー (7)		
61	連結普通出資等 Tier1 比率((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
64	最低連結資本バッファー比率		
65	うち、資本保全バッファー比率		
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率		
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率		
68	連結資本バッファー比率		
調整項目に係	る参考事項 (8)		
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整		
	項目不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普		
	通出資に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに		
	係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調		
- Vi- 1	整項目不算入額		
	係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9 「	))	
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の		
	合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテ		
	ール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控		

	除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零と		
	する。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
資本調達手段	。 はに係る経過措置に関する事項 (10)		
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本		
	調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零		
	を下回る場合にあっては、零とする。)		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本		
	調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零		
	を下回る場合にあっては、零とする。)		

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位:百万円)

CC 2 :貸借対照表の科目と自己資本 			
項目	イ 公表 貸借対照表	ロ 規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	ハ 別紙様式第一号を 参照する番号又は 記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
資産の部合計			
負債の部	·	•	•
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			

特定取引負債		
借用金		
外国為替		
短期社債		
社債		
新株予約権付社債		
信託勘定借		
その他負債		
賞与引当金		
役員賞与引当金		
退職給付引当金		
役員退職慰労引当金		
その他の引当金		
特別法上の引当金		
繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金負債		
支払承諾		
負債の部合計		
純資産の部		
資本金		
資本剰余金		
利益剰余金		
自己株式		
その他有価証券評価差額金		
繰延ヘッジ損益		
土地再評価差額金		
純資産の部合計		
負債及び純資産の部合計		

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の 例による。

- a この面の各項の内訳は、自金融機関の財務諸表に基づく貸借対照表(以下「公表貸借対照表」という。) で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表貸借対照表の内容を記載すること。
- c 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結 範囲が異なる場合に限り、ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に 基づく連結貸借対照表(以下「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。)の内容を、公表 貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。それ以外の場合にあっては、ロ欄を記載することを要 しない。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表貸借対照表で使用 されていない項目があるときは、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e 公表貸借対照表の科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適 宜、付表を作成してこの面に添付するものとする。付表を用いる場合には、この面と当該付表との対 応関係を示すため、二欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの面の二欄に 記載すること。
- f 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結 範囲が同一である場合にあっては、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である ことを欄外に記載すること。
- g この面で指定する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h 当期において公表貸借対照表を作成していない場合には、この面を記載することを要しない。

(単位:百万円)

1		
公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第三号 (CC1) の参照項目
·		
·	•	
		公表 規制上の連結範囲 に基づく連結貸借

特定取引負債		
借用金		
外国為替		
短期社債		
社債		
新株予約権付社債		
信託勘定借		
その他負債		
賞与引当金		
役員賞与引当金		
退職給付引当金		
役員退職慰労引当金		
その他の引当金		
特別法上の引当金		
繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金負債		
支払承諾		
負債の部合計		
純資産の部		
資本金		
資本剰余金		
利益剰余金		
自己株式		
その他有価証券評価差額金		
繰延ヘッジ損益		
土地再評価差額金		
純資産の部合計		
負債及び純資産の部合計		

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の 例による。

- a この面の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表(以下「公表連結貸借対 照表」という。)の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表(以下「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。)の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ハ欄には、この面と別紙様式第三号との対応関係を示すため、当該面において対応する項目につき、 相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること(対応する項目がない場合には、記載することを 要しない。)。
- e 規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「・」を記載すること。
- f 公表連結貸借対照表の項目が別紙様式第三号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの面に添付するものとする。付表を用いる場合には、この面と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの面のニ欄に記載すること。
- e 会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である場合にあっては、ロ欄を記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- f この面で指定する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- g 当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この面を記載することを要しない。